

【用語の説明】

| 〔学校調査〕 | |
|-------------|--|
| 併 置 | 全日制と定時制の両方の課程を設置している学校。 |
| 本務者 | 当該学校の専任の教職員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。 |
| 兼務者 | <p>本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。</p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲さんがA学校で非常勤講師をやっている →A学校で教員（兼務者）1人として計上 ・乙さんはA学校で本務の教員であり、B学校でも非常勤講師をやっている →A学校で教員（本務者）1人、B学校で教員（兼務者）1人として計上 ・丙さんはA学校、B学校で非常勤講師をやっている →A学校で教員（兼務者）1人、B学校で教員（兼務者）1人、あわせて教員（兼務者）2人として計上 |
| 教育補助員 | 幼稚園で、園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭以外で、教育活動の補助を行っている者。教員免許状の有無は問わない。 |
| 外国人 | 日本国籍を持たない者。二重国籍者は日本人として計上。 |
| 複式学級 | 小学校や中学校で、1年生と2年生の在学者で構成された学級のように、2以上の学年の在学者で構成されている学級。 |
| 理由別長期欠席者 | <p>前年度間（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間）に30日以上欠席した者の数。欠席は連続である必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 病気…本人の心身の故障、ケガ等 ② 経済的理由…家計が苦しく教育費が出せない等 ③ 不登校…「病気」や「経済的理由」以外の何らかの理由で登校しない（できない）ことにより長期欠席した者 ④ その他…「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者 |
| 幼保連携型認定こども園 | 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園（学校）機能と保育所（児童福祉施設）機能をあわせ持つ单一の施設。 |

| 〔卒業後の状況調査〕 | |
|-----------------------|---|
| 高等学校等進学者 | 中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部、中等教育学校前期課程の卒業者のうち、高等学校の本科（全日制・定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者及び進学しかつ就職した者。 |
| 大学等進学者 | 高等学校、特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程の卒業者のうち、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者。 |
| 専修学校（高等課程）進学者 | 中学校等卒業者のうち、専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者及び進学しかつ就職した者。 |
| 専修学校（専門課程）進学者 | 高等学校等卒業者のうち、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で、通常、専門学校と称する）へ進学した者及び進学しかつ就職した者。 |
| 専修学校（一般課程）等入学者 | 中学校等卒業者は、専修学校の一般課程又は各種学校（予備校等）に、高等学校等卒業者は、それに加えて専修学校の高等課程に入学した者及び入学しかつ就職した者。 |
| 公共職業能力開発施設等入学者 | 職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センターなど、職業能力開発促進法に基づき設置された施設や、学校として認可されていない厚生労働省所管の看護師養成施設等に入学した者。 |
| 就職者等 | |
| 自営業主等 | 個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者。 |
| 無期雇用労働者 | 雇用契約期間の定めのない者として就職した者。 |
| 有期雇用労働者 | 雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者。 |
| 臨時労働者 | 雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者。 |
| 左記以外の者 | 卒業後、進学でも就職でもないことが明らかな者。 <例> 予備校等に所属せず受験の準備をしている者 就職活動をしている者 家事手伝いをしている者など |

| | |
|--|--|
| 不詳・死亡の者 〔不就学学齢児童生徒調査〕 不就学学齢児童生徒 | 卒業後、調査期日の5月1日までに死亡した者と、学校で卒業後の状況がどうなっているかまったく把握できていない者。 |
| | 学校教育法第17条第1項又は第2項の規定による保護者が就学させなければならない子で、病弱・発育不完全その他やむを得ない理由のため就学困難と認められ、市町村教育委員会によって就学義務を免除又は猶予されている者。 |

【専修学校と各種学校の違い】

| 区分 | 専修学校 | 各種学校 |
|------|---|--|
| 根拠法令 | 【学校教育法第124条】 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、組織的な教育を行うもの。 | 【学校教育法第134条】 学校教育に類する教育を行うもの。 |
| 修業年限 | 1年以上 | 1年以上。ただし、簡易な技芸等の課程については3月以上1年未満とすることができる。 |
| 授業時間 | 昼間学科は、1年間にわたり学科ごとに800時間以上。夜間等学科は、1年間にわたり学科ごとに450時間以上。 | 1年以上の場合は、1年間にわたり680時間以上、1年未満の場合は、その修業期間に応じて授業時間数を減じて定める。 |
| 生徒数 | 教育を受ける者が常時40人以上。 | 教員数、その他の条件等を考慮して定める。 |
| 教員数 | 定員等によって定めるが、最低3人以上とする。半数以上は専任とし、専任は最低3人以上とする。 | 課程・生徒に応じて必要な教員を置くが、最低3人以上とする。 |
| 入学資格 | 高等課程は中学校卒業程度以上。専門課程は高等学校卒業程度以上。一般課程については、独自に設定。 | 課程に応じて独自に設定。 |